（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法）

第七条の四　法附則第十条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者（法附則第九条第八項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第八条の九及び第十一条において同じ。）である者の数

ロ　法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

第七条の五　法附則第十条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十条第八号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、当該各年度における法附則第十条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を当該各年度における附則第七条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成三十一年度の概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法）

第八条　法附則第十一条第二項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る法附則第九条第七項に規定する補正前概算納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数（附則第十条の二第一号において「総報酬割概算負担率」という。）は、同年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に同年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第九条の四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（補正後第二号被保険者数の算定方法）

第七条　法附則第十条第一項に規定する平成二十八年度以後の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者（法附則第九条第三項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第十一条において同じ。）である者の数

ロ　法附則第九条第三項に規定する政令で定める割合

（新設）

（補正後確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

第八条　附則第六条の規定は、法附則第十条第二項に規定する平成二十八年度以後の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を補正後第二号被保険者数で除して得た額（附則第十条第四号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。）の算定について準用する。この場合において、附則第六条（見出しを含む。）の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

補正後概算納付金	補正後確定納付金
補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額	補正後第二号被保険者一人当たり負担額
法附則第九条第二項	法附則第十条第二項
医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額	医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額
補正後第二号被保険者見込数	補正後第二号被保険者数
附則第十条第三号	附則第十条第四号
法附則第九条第二項	法附則第十条第二項
補正前概算納付金総額	補正前確定納付金総額
補正後第二号被保険者見込数	補正後第二号被保険者数